

## 第1部

- 1 会議の日時 令和元年8月30日（金）午後1時30分から午後2時55分まで
- 2 会議の場所 千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室
- 3 出席者の氏名
  - (1) 委員  
一 法師雅巳 委員、小倉久子 委員、末吉永久 委員、田中大介 委員、松村雅生 委員  
(委員：五十音順)
  - (2) 事務局  
倉原敏哉 審査情報課長、坂井真樹 審査情報課副課長  
相談調整班及び情報公開班職員
- 4 会議に付した議題
  - (1) 会長の選出について
  - (2) 千葉県情報公開条例改正（案）の検討について
  - (3) 千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の一部改正について（報告）
- 5 議事の概要
  - (1) 会長の選出について  
千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により、委員の互選によって松村委員が会長に選出された。  
千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第3条第2項の規定により、会議録署名人として小倉委員を指名した。  
千葉県行政組織条例第30条第4項の規定により、会長の職務代理者として末吉委員を指定した。
  - (2) 千葉県情報公開条例改正（案）の検討について  
事務局から、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）改正（案）の検討について、以下のとおり説明があった。  
ア 改正（案）の概要について  
平成13年4月に現行条例が施行されており、情報公開にかかる状況の変化や他の都道府県の制度状況を踏まえ、情報公開の一層の推進を図る目的で、県外者の開示請求の手續の簡素化と開示決定期限の短縮化を図るため、条例改正を行おうとするものである。  
（ア）開示請求権に関する改正について  
現在、開示請求書の記載事項には、県民や県内の在勤・在学者については、氏名や住所等が必要である一方で、県外者については、これらに加えて開示請求する

理由の明示を求めている。

これについて、改正案は、従来、県外者に求めていた請求理由の明示を廃止して、理由の明示なしに「何人も」開示請求することができるようにすることで、県外者の請求を容易にしていくものである。

なお、現時点においては、本県と埼玉県を除く、45都道府県が、県外者に請求理由の明示を求めている状況となっている。

#### (イ) 開示決定期限に関する改正について

現在、開示請求があった日から、原則として30日以内に開示決定しなければならず、例外として、事務処理上の困難その他正当な理由があるときには、更に30日以内に限り延長することができることとなっているところである。

これについて、改正案は、原則15日以内に開示決定することで、請求者への迅速な開示決定等を行い、行政サービスの向上を図ろうとするものである。

なお、現時点においては、本県と鹿児島県を除く、45都道府県が、開示決定期限を15日以内と定めている状況となっている。

一方で、例外的に大量文書の請求等に対応するため十分な期間の確保が必要であることから、この措置として、延長期間を含めた開示決定期限を、現行「60日」に維持していきたいと考えているところである。

#### イ 対応方針案について

##### (ア) 開示請求権について

###### a 条例第5条（開示請求権）の改正について

情報化社会の高度な進展に伴い、知りたい情報が瞬時に入手できる時代となり、人の交流や事業活動等の社会の営みが、県内外はもちろんのこと、国内外を問わず活発となる中、県外者に限り請求理由を明示する合理的な理由が乏しくなってきたことから、開示請求権について規定する条例第5条を改正することにより、県外者に求めていた理由の明示を廃止し、何人も、理由の明示なしに開示請求できることとするものである。

これにより、情報公開制度の利便性を高め、県の情報公開を促進し、もって、開かれた県政の推進の寄与につなげようとするものである。

###### b 条例第7条（開示請求の手続）の改正について

現行条例第5条の理由の明示要件を撤廃することによって、県内の在勤・在学者に求めていた勤務先又は在学先の名称及び所在地、県内に事務所又は事業所を有している個人又は法人の当該事務所又は事業所の名称及び所在地に係る開示請求書の記載事項を削除する必要があるため、条例第7条第1項第2号及び第3号を削除するほか、所要の改正を行おうとするものである。

###### c 条例第25条（行政文書の任意的な開示）の改正について

現行条例第25条が、開示請求権者以外であって、行政文書の開示を必要とす

る理由を明示しないものに対しても、開示の申出があった場合には可能な限りその求めに応じるように努めるという行政文書の任意的な開示の制度を定めたものであるが、現行条例第5条の理由の明示要件を撤廃することによって、理由の明示をせずに、何人も開示請求をすることが可能となることから、当該申出制度が不要となるため、現行規定の削除を行おうとするものである。

(イ) 開示決定期限について

条例第13条第1項の開示決定期限を15日以内に、また、同条第2項の延長期間を45日以内に、それぞれ改正しようとするものである。

現行条例制定当時は年4万文書を超える開示請求があり、他の業務への影響等を踏まえ、決定期限を旧条例の15日以内から現行の30日以内に改正したものであったが、現在は、1万文書程度の請求に落ち着き、他の都道府県に比べて特殊な状況があるとは言えないことから、現行30日以内を15日以内に短縮することで、請求者への迅速な開示決定等を行い、行政サービスの向上を図ろうとするものである。

一方で、延長期間については、大量請求や第三者の意見書提出機会の付与(条例第16条)等の理由から延長するものであって、対応、手続に時間を要し、決定までに45日を超える困難事例が一定数存在することから、適切な開示決定等を行うため、延長期間を含めた開示決定期限を現行の60日として維持するものである。

なお、本県以外の関東1都5県では全てが開示決定期限と延長期間の合計期間が60日となっている状況である。

(ウ) その他改正事項について

条例第27条の2第2項(推進会議)について

推進会議は千葉県行政組織条例第28条に規定される県の附属機関であり、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等からの苦情の処理などを扱う組織である。

このため、現行条例第27条の2第2項の規定により、県民が情報公開制度に関して推進会議に意見を述べるができることとされている。

情報公開制度の適正・円滑な運用と情報公開をなお一層推進していくため、県民に限定せず、情報公開のあり方について、広く声を集めて、推進会議の役割をさらに充実させていくことが求められており、制度運営の改善を図ることを第一義として、情報公開制度の質的価値をも高めていくために、多様な価値に基づく意見を集める必要があることから、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に述べるができる者を「何人も」に改正しようとするものである。

(エ) 経過措置について

改正条例の施行前になされた行政文書の開示請求について、改正前後の条例

規定の適用区分を明らかにするために、附則に経過措置を設けようとするものであり、この条例の施行日前にされたこの条例による改正前の条例の規定による開示請求については、この条例による改正後の条例に規定にかかわらず、なお従前の例によるとするものである。

#### ウ 検討

松村会長　大きく言って2つの点で、千葉県情報公開条例の改正を行いたいということですね。

1つは、開示請求権者を千葉県民と千葉県に在学・在勤している者、それから具体的な理由を述べて、というのは正当な理由を述べてという含みだろうと思いますけれども、請求する者というかたちで限定をかけていたのを、「何人も」というかたちでやりたいと。

国の方は、制定当初から「何人も」というかたちにしておりますが、地方公共団体の関係でいきますと、数年前までは東京都が「何人も」ではなくて、「広義の住民方式」と私は呼んでおりますけれども、都民とその他一定の関係者という限定をかけていたのが、東京都も改正をして、ほとんど例がなくなったと。

そういうことの中で、そもそもこの規定がどれだけ有効であるかという、「情報」ですから、請求権者を絞ってもですね、実質的にどれだけ実効性があるかという議論は前からあるわけですが、ただ、考え方としてやはり、県政の問題だということによって一定の限定をかけていたということだろうと思いますが、そのところは、全体の流れの中で「何人も」にすると。

それからもう1点が、開示請求を受けてから開示決定までどれだけの期間であるかということですね。

行政事務というのなかなかですね、その請求自体も大量の請求とか、非常に取扱いが難しい請求とかありますので、個別的にはなかなか大変なんですけども、資料を見ますと、当初は15日としていたのを、一定の時期に開示請求がたくさんあったので、30日に一度延ばしたんですね。それが今まで続いていたんですけども、請求件数等もある程度落ち着いてきて、他県では鹿児島くらいしか例がないようですけども、他県並みに15日でやれるんじゃないかと、やりたいということで条例の改正をやりたいと。

ちなみに国の方は30日、現在もですね。そこは保有している情報の違い等々、いろいろあろうかと思いますが、地方公共団体ではほとんど15日になっていると。

ただ、やはり個々の事案等によっては少し時間がかかるものもある

ので、事務処理上困難とか、その他正当な理由がある場合には、30日だったのを45日に延ばすと。トータルでは60日。ただ原則は15日だから、開示請求処理自体は前向きに取り組むという条例改正をやりたいということですね。

もう1点、非常に細かいことのようにですが、私どもに関係して参りますが、推進会議の意見の提出者がですね、「何人も」にこちらも併せて改正するというので、県民以外からも改善についてご提言、意見をいただくと、そういうことも私どもの推進会議の所掌する範囲になると。そういうことが、かいつまんでの内容かなと思います。

かなりの盛りだくさんの、大きくは今申し上げたようなことだと思いますが、情報公開制度を改善していこうという線に沿った改正ですけども、具体的にどうなるのかとかですね、あるいは御意見等ありましたら、自由に御意見、御質問を委員の方からお出しただければと思います。

それではまず、今申し上げたことと関連するんですけども、今までは「広義の県民」に一応限定していたと、「何人も」に変えたというところですけども、何がどのくらい変わるんですかね。

事務局 実質的な影響は改正後も全く変わらない状況でございます。現行は開示請求で県外の方が理由の明示をしたとしても、そこは例えば研究のためですとか、調査のためというような簡易の記述だけで受け付けて処理をしているという実情がございます。

そのため、特に理由の明示をされないような改正をしたとしても、実質的な影響はないだろうと認識しております。

松村会長 では、理由がけしからんから開示請求を認めないということはなかったということですかね。

事務局 はい、実例としてはそういったものはございませんでした。

松村会長 では、姿勢という問題ですかね。

一法師委員 それでは、1ついいですか。30日で今やっていて、30日でできない場合は開示請求者に対して書面による延長理由を通知して、手続を取っているわけですけども、今度15日に変えると、30日から15日に変えると、その事務で実際どれくらい影響を受ける件数とか、調べてはあるんですか。

今実質30日でやっているから、15日に縮めようがそこは数字的なものは押さえていないということであればそれはそれで結構ですが。

事務局 現在30日で開示しているということで、それを15日にするわけですから、条例が変わったからすぐ30日でやっていたものが15日

に同じペースで開示できるというわけではないので、当然、今まで30日規定で延長の手續していたものよりも、今後15日で延長手續するものが増えてくるのは、最初のうちは仕方がないと思います。

一法務委員 ちなみに、延長をやっている割合はどれくらいあるんですか。

事務局 ここ数年を見ると、30日以内で決定をしているのが、全体のおおむね8割くらいです。

一法務委員 8割ですか。

事務局 はい、30日以内で決定しているのが8割です。

松村会長 今委員のおっしゃられたことと関連するんですけども、15日と決めた場合でも事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、45日以内で延長できるということですよ。

この件についてのお考えというのは何かあるんでしょうか。

この規定が融通無げに利用されてしまいますと、せっかく15日に縮めて原則これでやるんだという考え方を条例上改正してもですね、あまり効果ないじゃないかというか、かえって条例の趣旨をないがしろにするという御批判を受けると困るわけですけども。我々もそういうことを立場上は検討する。そういうことになっちゃうと困るわけですけども、その件についてはいかがですか。

事務局 まず、30日を15日の規定に改正することで、やはり職員の意識の改革とか、事務処理のスピードも変わっていきますので、それである一定程度現状の期間の短縮化ができる。

一方で、やはりどうしても大量請求とか、判断識別に困難な事案についてはある程度時間をかけないと適切な開示ができない。

ですから、どうしても現行の開示請求の内容や決定状況を踏まえると、60日は維持しないと、場合によってはそれを45日にして開示を急ぐことによって、適正な開示ができない。誤って個人情報を開示したり、出せるものを逆に隠すことによって不開示にすると。

よって、適正な開示を行うために、やはり60日は必要であるということでございます。

松村会長 千葉県条例も国と同様に特例措置というものが別途あるわけですよ。60日以内で対応できない場合は、それはまた期限を定めなくて必要な期間でやるということもありますけども、その利用ということはあるんですか。

事務局 一部ではございますが、著しく大量の請求の場合について特例延長という制度はございます。しかしながら、こちらはあくまで「特例」というものです。これを45日に早めるということで特例延長が増大す

るといことはやはり適当なものではないと考えます。

松村会長 今まで30日でやっていたというので、先ほどおっしゃられていた8割前後はそのくらいでやっていたということですが、15日以内でどれだけやっていたというデータは多分、規定上整理されていないですよ。

事務局 現行、15日以内で開示できている率は、現在は規定が30日の規定ということもありますので、20数%です。全体の4分の1くらいです。

松村会長 それはいつのデータですか。

事務局 29年度、30年度です。29年度、30年度で、15日以内が23%、24%で、だいたい4分の1くらいです。

田中委員 55%の意識を15日に区切ることによって高め、15日以内に決定できるものを増やすということが先ほどおっしゃられたということなんですか。

事務局 そうです。

松村会長 相当頑張っていたかかないと。

一法師委員 そうなれば併せてやりますからね、だいたい、かなりの割合が。

松村会長 なかなかそのところは難しいところがありまして、開示請求がたくさん行っているような部局はある程度慣れていて、担当職員も熟練していて良いんですけども、あまり行かないようなところですね、たまたま情報公開制度の開示請求があつて、やみくもにやっちゃうと後で非常にややこしい。元の取扱いが間違っていると、審査会に来たときにですね、大変複雑な事態、遡って県民の権利を害するような事態が発生しないとも限らないので、やはり委員の方々も御一緒だろうと思えますけども、単に条例を15日に変えたから良いというのではなくて、相当のいろいろなかたちで努力をやっていただく必要があろうかと思えます。特に審査情報課の方では、職員研修等も含めてですね、是非お願いをするということになるのではないのでしょうか。

末吉委員 すみません、聞き漏らしたのだと思いますけども、いつから施行になるというものですか。

事務局 今回、推進会議にお諮りいたしまして、これで御了解の方向性が出ましたら、パブリックコメントの手続をいたしまして、その結果を受けてまして最終的な方針を固めて、その暁には条例改正という手続になります。

末吉委員 見込み的にはいつですか。

事務局 見込みとしては、早ければ12月議会ぐらいに条例を上げまして、条例改正しましても先ほどもありましたように、職員周知とか研修とか

いろいろと図っていかなくてはならず、周知期間等もありますので、そういうのを踏まえると早くても来年度かなと考えております。

末吉委員 来年度かなと。

松村会長 年度替わりあたりが良いでしょうね。

事務局 来年度ですね。早くて12月議会ですから。

松村会長 あとは、経過措置が置かれてまして、経過措置はいらんんじゃないかと思ったんですが、よくよく考えたら、既に請求されていて、施行までの期間に期限が迫っているということがあるので。本来はこれは良いことだし、やるって言うんだったらさっさとやったら良いじゃないかと、施行期間いらんのかなと思ったんですが、期限が迫っているような事案が出てくると、ややこしくなりますね。そういう意味では過去の請求されたものについては多少のずれが出ますけども、やむを得ないのかなという気がしますね。

ほかに御意見いかがでしょうか。

小倉委員あたりは初めてですから、情報公開条例はなかなか。

小倉委員 素人考えですけれども、請求があったときに、該当する文書を探し出すという作業が大変なのかと思いますが、今いろいろと文書の整理の仕方も電子化されていて、検索機能なんかも発展していると思うので、時間を短縮する方向には世の中全体が行っているんだとは思いますが、15日とか、14日ではだめとか、そこまでは分かりませんが、短縮する方向にするのはよろしいことだと思います。

松村会長 これは、私も実務をやっていた段階で、特にマスコミ等の方から非常に怒られたことがありましてね、情報というのは時間が命なんだと。

特に開示請求を受けて、実施機関が処分をし、開示・不開示について争いがある場合はまた審査会に行って、審査会の答申が出て、原処分庁がまた処分をやり直すということを考えると、かなり時間がかかるケースがあるんですよね。だからそういう意味では、情報というのは時間が命なんだということで、怒られたことがありますけれども。

少しでも努力していただいて、私どもとしては、せっかくの条例改正で、私どもの意見も分かりましたから、それはそれとして非常に良いことなんで、実効が上がるようにしてくださいということで。

また一定の時期がたったらですね、実施状況の報告を受けて、上手くいってれば、よくやってますねということになりますし、上手くいってなければ、またその理由なんかをお伺いするというをやってみたいなという気がいたしますけれども。

それでは、御意見をある程度いただいたようですので、資料1の2ペ



ージ目にありますが、千葉県情報公開推進会議というのは、制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議することになっております。それで従来の条例の改正につきましては、提言というかたちで意見を知事の方に提示しておりまして、多分この建議の一形態だろうと思います。

それで、了承するという建議でも良いんですけども、それではちょっと身も蓋もないということで、誠に勝手ながら私の方で一応建議の試案的なものを作りましたので、これを御覧いただいて、こうした方が良いのではないかと等々の御意見があれば、これを配ってもらえませんか。

(事務局配付)

事務局の説明、従前の提言を踏まえて、一応内容的には改正の方向性については是とするということで簡潔にまとめております。どうしましょうか。簡単に読み上げましょうか。

末吉委員 皆さんお手元に届いているようですので、説明の必要があれば会長から。

松村会長 では、1点は理由を書いていますけども、開示請求権者に係る条例の改正にあつては、開示請求の際に県外の者に求めている「理由の明示」を廃止し、理由の明示をせずに「何人も」開示請求を行えるようにすることが適当であるということで、「何人も」にすると。

次に、情報を瞬時に入手できる時代にあつて、大半はもうホームページ等でかなり速やかに県政情報も出ている訳ですけども、そういう中で開示請求権を利用した場合にもできるだけ速くという趣旨を生かそうじゃないかと。多くの都道府県でも同じようになっていると。

決定の期限につきましては、先ほども少し申し上げましたところ、一時期4万件を超える開示請求があつた時期がありまして、あえて15日から30日に改正した経緯がありますけども、最近は開示請求も1万件程度に落ち着いておりますので、できるだけ速くと、それから、他の自治体も大方そうになっていると、そういう中で15日にしていくと。

ただし、いろいろな事案、難しい事案もございますので、トータルとしては例外的に60日以内に延長することも可能という仕組みにしておこうではないかと。

そういうことで括弧の中ですけれども、開示決定期限に係る条例の改正に当たっては、「① 開示決定期限については、適法な開示請求が到達してから15日以内とすることが適当である。② 決定期間を延

長するに場合においては、その限度を45日とすることが適当である。」  
というような提言を推進会議で知事宛てに行うということではいかがかと  
いうことをごさいます。

文言等、あるいはもちろん内容についても、もし御意見があればいた  
だきたいと思ひます。

末吉委員 これはどこかで公表されるものということですか。何らかのホーム  
ページに載せるものなのか。

松村会長 提言は従来どうしてますかね。当然、開示請求等があれば、もちろん  
オープンになる。

事務局 千葉県のホームページ上に公表することになっております。

松村会長 推進会議への意見提出者の「何人も」については、特にそこまで細か  
いことは書いていませんけども、関連の改正ということで良いですね。  
書いておきますか。書いた方が良いですか。

末吉委員 そうですね、そこまで細かく書くかどうかですよね。

松村会長 自分のところのことだから書くかという気もしないでもないですが。

末吉委員 せつかく関係がありますからね。

田中委員 書いた方が良いかなと思ひます。

末吉委員 一応入れておきましょうか。

松村会長 分かりました。では、文言はそんな難しいものではありませんので、  
もし書いた方が良いということであれば、文言はお任せいただくとい  
うことでよろしいですかね。

各委員 はい、結構です。

松村会長 はい、それでは、推進会議のところも「何人も」ということに併せて、  
この会議のことですから、きちつと書いておこうという御意見ですの  
で、そのようにさせていただきたいと思ひます。

それでは、この議題2につきましては、審議の結果を踏まえて、私のお  
示した試案に沿って、ただ、推進会議のところの「何人も」という  
改正を付け加えるというかたちで案文をお任せいただくということ  
でござ承いただけますでしょうか。

各委員 はい、結構です。

松村会長 ありがとうございます。

先ほど事務局からお話がありましたように、この提言の出来上がった  
ものはホームページに掲載するということにいたします。よろしく  
お願いいたします。

- (3) 千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の一部改正について (報告)  
事務局から、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領 (以下「要領」と

いう。)の一部改正について、以下のとおり報告があった。

ア 意見書に係る手続の規定の追加（要領第4条第4項の追加）について

推進会議は、意見書により聴取された意見が、その内容から見て第5条の規定による苦情の申出とすることが適当と認めるときは、当該意見を苦情の申出として取り扱うことができるとしたものである。

意見書とは、県の情報公開制度の運営の改善について意見を述べるものであり、苦情の申出とは、実施機関の個々の情報公開事務に係る苦情を述べるものであり、それぞれ、要領により定められた所定の様式に従って、県民及び開示請求者等は意見書の提出、苦情の申出を行うことができるとされている。

これまでは、推進会議の要領で定められた意見書の様式で出されたものであっても、その内容が苦情の申出に当たるものは、推進会議において取り扱うことができなかつたところであるが、この度の要領改正により、様式面ではなく、内容面の適正性から見て判断することとし、意見書の様式で出されたものであっても、内容が苦情の申出と認められるものについては、推進会議の権限で、苦情として推進会議で取り扱うことができるようになった。

イ 苦情の申出に係る手続の規定の追加（要領第5条第2項の追加）について

推進会議は、苦情の申出が、その内容から見て第4条の規定による意見とすることが適当と認めるときは、当該苦情の申出を意見として取り扱うことができるとしたものである。

これまでは、推進会議の要領で定められた苦情の申出の様式で出されたものであっても、その内容が意見書に当たるものは、推進会議において取り扱うことができなかつたところであるが、この度の要領改正により、様式面ではなく、内容面の適正性から見て判断することとし、苦情の申出の様式で出されたものであっても、内容が意見書と認められるものについては、推進会議の権限で、意見書として推進会議で取り扱うことができるようになった。

ウ 苦情調査実施通知書（実施機関等）の様式の改正（要領第7条第1項の規定による第3号様式（その1）の改正）について

(ア) 推進会議が実施機関に苦情調査の実施を通知する第7条第1項の規定による第3号様式（その1）に、苦情調査の実施が第6条第2項の規定によるものである旨を追加し、これまで明示していなかつた苦情調査実施の根拠規定を上記様式に記載したものである。

(イ) 上記様式から具体的な調査の方法・日時等について別途事務局から連絡する旨の記載を削除し、苦情調査実施通知書の発信者が会長名義であることとの整合性をとるものである。

エ 苦情調査実施通知書（申出人）の様式の改正（要領第7条第1項の規定による第3号様式（その2）の改正）について

- (ア) 推進会議が申出人に苦情調査の実施を通知する第7条第1項の規定による第3号様式(その2)に、苦情調査の実施が第6条第3項の規定によるものである旨を追加し、これまで明示していなかった苦情調査実施の根拠規定を上記様式に記載したものである。
- (イ) 上記様式から具体的な調査の方法・日時等について別途事務局から連絡する旨の記載を削除し、苦情調査実施通知書の発信者が会長名義であることとの整合性をとるものである。
- オ 苦情処理結果通知書の様式の改正(第9条第1項の規定による第4号様式の改正)について

第9条第1項の規定による第4号様式の表題が「処理結果通知書」とのみ記載されていたところを「苦情処理結果通知書」へ改正したものである。

#### カ 検討

松村会長 3点目以降の改正は形式的な改正ということになり、1点目、2点目が実質的な部分でありますけれども、推進会議に対して県民からいただくものは、「苦情の申出」と「意見」というのがあるわけですね。

それぞれ様式が違っておりまして、「意見」の中に「苦情」の内容があったり、「苦情」の中に「意見」の内容があったりしたときに、ややもするとそのところの実質的な内容に応じた対応というものがなされていなかったもので、取扱いの注意はしなければなりませんけども、「意見」としていただいたものの中でも「苦情」として処理すべきものがあれば、ちゃんと「苦情」として処理した方が良いでしょう。あるいは、「苦情」として出されたものについて、これを「苦情」ではありませんと言って放ったらかすのではなくて、「意見」として適正に取り扱うという方が良いのではないかと。

それに近い処理もあったかもしれませんが、要領上そのところを会議の方で的確に判断して、出された方の様式がたまたまどちらだったかによって処理がおろそかになるということがないようにしようという改正を行ったということでもあります。

ですから、県民の意見、苦情をやはり実態を見て、それに応じたかたちでちゃんと私どもの方で審議・検討しようという改正であります。

御質問等ございますか。

末吉委員 よろしいですか。3、4の改正に関してなんですけど、「事務局から御連絡します」が会長が発信する書面に書かれると整合しないということが今一つ私にはピンと来なくて。

実際のところ誰が連絡するんですか。具体的な日時は事務局から連絡するんですよね。

事務局 実際の実務の方ではそうなります。

末吉委員 そうですよ。それを会長がお知らせすることが、何か問題があるんですかね。どうやって調査するのって思ったときに、これがあると別に来るのねって分かるじゃないですか。そちらの方が親切なのかなと思うんですけど、なぜこれをなくそうと思ったんでしょう。整合しないんですかね。

田中委員 いや、整合すると思いますよ。  
会長が「日時は別途担当が連絡します。」という文書がある方が、これを見ればその後もう一個連絡が来るんだなど。それを会長が伝えたということで良いんじゃないかということですよ。

末吉委員 そうじゃないと、調査を行いたいので通知します、それで、みたいな感じになってしまうのではないかと。

松村会長 そのこのところはどういう理由ですかね。

小倉委員 この一行を加える方が改正案ですか。

末吉委員 取ってしまうのが改正案なんです。

松村会長 取る方が改正案ですよ。そうするとどういう改正の理由でしたかね。私もちょっとよく把握していませんが。

田中委員 それか、同時に発信するんですかね、一緒に。

事務局 もともとは苦情処理部会が調査を通知していたという経緯がありまして、その苦情処理部会がなくなって推進会議一本で移管して審議することになったので、その通知も今までは推進会議の会長でまず通知して、その後で追っかけて苦情処理部会長で細かい日程とかを送ったんですが、今度、苦情処理部会がなくなって会長になったわけで、そうすると従来の様式だと、会長でまず出して、その後また会長でですね、細目的な調査の通知をして、2通出していたんですね。それを合理化するためにこの一本でやっ飛ばすというのが今回の改正です。

末吉委員 結局、日時は誰が連絡することになるんですか。

事務局 これと併せて具体的な調査内容や日時を別紙のようなかたちで付けて送付します。これと併せて送っているのに、これがあると、また別に調査の連絡が来るんじゃないかと。また、前は会長と苦情処理部会長があったけれども、今は2通送る意味がないと。様式の合理化ということですね。

末吉委員 これがなくなっても、別途、別紙としてくっついて行くということなんです。ようやく分かりました。

田中委員 確かに理由のところはちょっと誤解が。「事務局から御連絡」と記載すると、別書面で会長名義で発することとの整合性が取れないという

ことですかね。

末吉委員 いや、別紙として一緒に送られるんですって。

田中委員 別紙として送るから、会長名義とここがかかっているからということですね。

松村会長 説明のところに書いておいてくれたら良かったですね。

末吉委員 分かりました。ありがとうございます。

松村会長 これは報告ということになるんですかね。

議題3については、事後報告的ではありますが、御了承いただいたということで、以上で第1部の議題は終わりました。事務局から何か連絡等ありますか。

事務局 今回は特にはございません。

松村会長 分かりました。

それではですね、最後に本日傍聴されている方のご発言を慣例によりましてお認めしたいと思います。まだこの後いろいろ審議事項がございますので、できればということで、いろいろあれば多少の時間はありますけども、トータルで10分程度でできればなど、希望しておりますけども。

どうぞ、御質疑、御意見がある方は挙手をお願いいたします。

傍聴人1 本日は本当にありがとうございます。「何人も」になったこと、「15日」になったこと、本当に嬉しいです。委員の皆様には心から感謝申し上げます。

ただ、延長期限が45日に延びてしまったら、せっかくの改善が何にもならないと思います。先日私は県の選挙管理委員会に対して、情報公開請求を5件の内容でいたしました。今先生がおっしゃったように、IT化がとても進んでいて、文書をパパッと特定してくれるんですね。しかも、ほとんどを情報提供で出してくれました。

つまり、私たちが考える以上に行政の現場はIT化が進んでいて、本当に出せるものは出してくださる姿勢なんですね。

先ほど職員の方がおっしゃった中で納得できなかったのが、北海道14日、秋田県、山梨県、大阪府、福岡県、佐賀県、延長期限15日でやっていますよね。これらの団体は、何か適正な開示ができていないなど、問題はあるのでしょうか。ぜひ事務局から聞いてみてください。おそらく大阪府なんかは千葉県よりずっと人口が多いですからね。そんなことないと思うんです。

千葉県の場合、特例延長というものがあまして、大量請求とか、本当に特殊な方です。それで特例延長されますよね。私は実は教育委員

会に対して、学校の職員の在職志望、毎年何人在職志望してらっしゃるんですかって人数を開示請求したんです。そうしたら、延長かかっちゃったんですね。実は文科省は5年に一度、学校基本調査という統計取ってまして、在職志望調べているんです。県教委が把握していないはずがありません。なのに、期間延長かかっちゃったんですね。

ですから、これは、延長期限を15日でやっているところがあるのにわざわざ45日に延ばすということは、私たち実際に情報公開請求制度を使って知りたいことを知っている、生活を良くしようと思っっているいろいろやっている者にとっては、これはもう、とんでもないことだなというふうに思います。

せつかく「何人も」になり、「15日」になる。実質的には、多分ね、現場の方たちだって、延長が30日になってもね、現実に15日以内で23%が開示されている訳なんですから、私は恐らく不都合はないと思います。

大量請求のことおっしゃいましたけれども、本当に、本当に、特殊な事例です。私たち、情報公開請求をする人がまず少ないですけど、それ使って、私たちはそんな、開示請求してね、もういりませんなんて言ったことは一度もありません。写しの交付くださいって言ったら、しっかり、最高5万円払いましたけれども、写しの交付いただきました。そうか、始めに閲覧と言っておいて、それで必要なところだけ写しの交付もらえば良かったんだな、なんてことも、時々、ああそうか、と思うこともあるんですけども。

でもすごく、私たちは行政の方たちを尊敬してますしね。こうやって現場で本当に努力してくださっている。今日の3つの議題だって、本当に改善の方向でね、一言一言吟味してくださっているでしょ。本当に感謝しています。

ですから、ここの延長期限を45日に延ばしちゃうということについては、是非再考していただけたらと思います。よろしくお願いします。

傍聴人2 すみません、2点あるんですけども、条例の改正案の方なんですけど、申出の制度の方で、これがなくなるということですけど、よその自治体では普通、申出については「広義の住民」以外にも、条例の施行前に取得・作成された文書についても請求できない場合には申出できるという制度があったかと思うんですが、これを見る限り現行でも施行前の文書について申出もできないし、請求もできないというようなことになっているかと思うんですけども、これを取ってしまうのであれば、ちゃんとですね、昭和63年でしたっけ、千葉県公文書公開条例ができ

る前に取得・作成された行政文書についても、ちゃんと請求ができるようにしていただきたいんです。確か、附則の方でそういう定めがあったかと思うんですけども。

私、ちょうど63年あたりの文書を開示請求したら、なんで廃棄したとも書かれずに特定もされないんだろうと思っていたら、その規定のせいだったんですけども。

ちゃんと国の情報公開法でも、施行前の文書についても請求できることになってますし、よその自治体でも、数は少ないようですが、宇賀克也さんの本によれば、条例の施行前の文書についても、請求できるという自治体もあるようですから、ちゃんと施行前に取得・作成された文書についても請求できるようにしていただきたいです。

それが条例の方なんですけど、あと、要領の改正の方ですけども、1と2についてなんですけど、これ、私が改正の意見書を出して、それで改正されたことなんです、大変ありがとうございます。それでこれなんですけど、「意見書」から「苦情の申出」に変わったり、「苦情の申出」から「意見書」に変わったりした場合、これを提出した人に連絡は来るんでしょうか。特に「苦情の申出」の場合、処理結果通知書が提出者に届くんですけど、「意見書」の場合は何の連絡もないんですよ。通知書が届かないんです。それで、これ、「苦情の申出」をしているつもりでいても、「意見書」に変わってしまったら、出した者としては通知が来るものと思っている訳ですよ。それで「意見書」に変わってしまったら、通知もずっと来ないままだと、どうなっているのかなと思うんですけども。ちゃんとそここのところをしっかりとっていただきたいというのと、それなら最初から「意見書」についても、ちゃんと「意見書」出した人に通知なりなんなり寄こすべきではないかと思います。その2点です。

傍聴人3 条例改正について2点、そのほかについて2点ばかり申し上げたいんですが、条例改正についてですね、先ほど事務局の方から「何人も」と改正することについて、実務上全く影響がないんじゃないかというように評価をされました。私はそれは違うんじゃないかと。改正することに全く反対ではありません。もう当然だと思っておりますけれども、従来ですね、全く影響がなかったのかと言いますとね、私たちがこういう実例があったんですけども、これは千葉県じゃなくてですね、ちょっとなんですけれども、みんなほかの市やですね、町は千葉県の対応を見ている訳ですね。千葉県がこうやっているから我々もこうなんだと。こういう対応でしてきますけども、木更津市の例なんですけど、木更津市はですね、市民に限るんですよ。で、しかもですね、もっと限定的な



規定をされてまして、私ども木更津市にですね、情報公開の要請を出しました。条例は市民に限るなので、私どもの事務所は千葉市内にありますので、木更津市からは適用対象外だと、当初から言われていたもので、要請文を付けました。そうしましたら、見事に拒否されました。で、更にですね、それは情報公開条例に基づく要請をしたんですが、更にですね、お願い文を出しました。こういう理由で是非公開をしてほしいとお願い文を出しましたけれども、それも拒否されました。全くですね、市外の者は受け付けないと。

こういう対応が、未だにですね、千葉県下にあるんですよ。それはやはり千葉県の対応を見ているということが言えますので、これはもう、今回の改正で木更津市が変わることを期待したいんですけども。やはりみんな見ているんだということを是非認識をしていただきたいと思います。

それから今回の条例改正について、これ、パブコメは実施するのでしょうか。条例改正はですね、基本的にパブコメを実施することになっているんですが、パブコメという声が聞こえて来なんですけども、十分時間的な余裕はありますんで、これはやっていただきたいと思います。これはやるのでしょうか。イエスかノーかで。

松村会長 先ほど、事務局から説明の中でパブコメを予定しているというふうに発言があったのかと思います。

傍聴人3 それは失礼しました。聞き漏らしました。

それから、次の話なんですけど、推進会議について要望したいんですが、推進会議の進め方でですね、お願いしたい点がいくつかあります。

まず、次回の推進会議はいつやるんですかということをおね、このやっている推進会議でおよそのですね、日程を決めて、公開していただきたい。

それとですね、事務局の方の問題だと思いますけれども、公開がですね、極めて直近なんです。今回の推進会議もですね、確か23日にホームページに掲載しているようなんですけれども、今日は30日、1週間ですね。23日付けでホームページに掲載したと。

松村会長 短いということですね、周知期間が。

傍聴人3 はい、短い。で、前も5日くらいだった事例もありました。これはもっと早くできないかという申し入れをしましたけれども、いや、委員の皆様方の都合もありますし、というようなことも言ってますので、これはやった日にですね、およそ次回は何日だということを皆さんで合意できればですね、およそできるんじゃないでしょうか。ですからね、

1週間なんていうのはどうしようもないと思います。それが1つ。

それから議事録の問題なんですが、この委員会の議事録は概要筆記になっていますね。ですが、今の時代にですね、概要筆記でないと議事録がスムーズにできないなんてことはありませんよね。詳細議事録をぜひ作っていただきたい。で、わずか1時間半の会議でしょう。長くても2時間でしょう。2時間の会議をですね、皆さんの発言を記録ができない訳がないんですよ。それと今はソフトが発達していますし、録音もしている訳ですから、それを機械に任せればですね、翌日にでも出てきますよ。それを皆さんに回せばですね、1週間もたたないで、議事録が完成する。自分的にはそういうことになるだろうと思います。それが1か月たっても2か月たっても出てこない。前回の議事録はいつ公開しましたか。事務局にお尋ねしますけども。もう掲載しているんですか。先日見たところ、前回議事録がまだ掲載されていない。そういう状態ですよ。ちょっと推進会議の精神からすればですね、議事録も全く出てこないというのはおかしいと思いませんか。これは委員の皆さんにそういうかたちでですね、報告が行ってるかどうか分かりませんが、是非これはやっていただきたい。

それから、情報公開の全般についてですね、東京都は全ての文書を自由に取れるようにするということが知事が言っていますよね。既に、契約等の文書は全てホームページで見られるようにしますと、こういうことを言明されていらっしゃると思います。ですから会議録もその中に入っていると思うんですが、実態としてはどうなっているかは私まだつまびらかにしていないんですけれども、方向としては全部公開するんだと、ホームページで見られるようにしますと。こういうことを東京都が言っているんですよ。それが、千葉県がね、できないということはないんじゃないでしょうか。というふうに思いますので、是非今後の課題としてはですね、推進会議としてのもう一步進めたかたちでですね、千葉県の情報公開が進むような、進展するようなことをですね、ご議論いただきたいと思います。

もう1点、最後になりますけども、この委員の皆さんがですね、どうかたちで選任されたのか。今日初めてですね、お名前を伺いました。で、まだホームページに掲載されていませんでしょう。されているんですか。で、これ、知事が任命することになっていますよね、この委員は。で、それは規定通りということで、それはそれで1つ理解しますけれども、知事が任命するにしてもですね、推進委員の皆さんが、同僚というのもおかしいですけども、同じメンバーになられる方が、どういう方が

ですね、委員にされるか、全く意見を求められていないとすれば、それはちょっとおかしいんじゃないかと。とすればですね、どうかたちで委員が選任される、その経過はね、推進会議として1つ議長の口からでもですね、次の機会でも結構ですから、紹介していただいてですね、こういう経過でこういう委員が新しく任命されましたと。こういうお話がいただければありがたいと思いますのと、今回の委員がですね、どなたになったのかという委員名簿、当然委員の皆さんお持ちだと思いますけども、今日の資料には配られていないんです。なので、学識経験者が何名、民間の選任が何名、ということもですね、事務局から発表されてませんので、これは是非公表していただきたい。以上でございます。

松村会長　はい、ありがとうございました。ほかに御意見、御質問ございますか。  
率直な御意見をいろいろとありがとうございました。少々耳の痛い御意見もありまして、私たちはできるものはできるだけやっていきたいと思っていますし、よく委員の皆さん、あるいは事務局と御相談して、考えていきたいと思います。個々の御意見に対する御回答、御説明は、申し訳ございませんけども、なしということとさせていただきます。  
それでは、以上を持ちまして、推進会議の第1部を終了いたします。ありがとうございました。